

(別添5)

○ 特定病院の認定等について（平成18年9月29日 障精発第0929001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">障精発第0929001号 平成18年9月29日 一部改正 障精発第1222001号 平成18年12月22日 一部改正 障精発0228第2号 平成23年2月28日 一部改正 <u>障精発0124第2号</u> <u>平成26年1月24日</u></p>	<p style="text-align: right;">障精発第0929001号 平成18年9月29日 一部改正 障精発第1222001号 平成18年12月22日 一部改正 障精発0228第2号 平成23年2月28日</p>
<p>各 都道府県 指定都市 精神保健福祉主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課長</p> <p style="text-align: center;">特定病院の認定等について</p> <p>(略)</p>	<p>各 都道府県 指定都市 精神保健福祉主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課長</p> <p style="text-align: center;">特定病院の認定等について</p> <p>(略)</p>
<p>別添 特定病院の認定等に係る事務取扱要領</p> <p>1 特定病院の認定について 法第21条第4項及び第33条第4項の規定により都道府県知事（指定都市にあってはその長。以下同じ。）が認める精神科病院の基準は、規則第5条の2各号に定めるところによるが、特定病院の認定に当たっては、特に次の事項について十分留意されたいこと。 (1) 認定基準の考え方について ア 厚生労働大臣の定める基準について 規則第5条の2第1号中「受ける見込みが十分であること」と</p>	<p>別添 特定病院の認定等に係る事務取扱要領</p> <p>1 特定病院の認定について 法第22条の4第4項及び第33条第4項の規定により都道府県知事（指定都市にあってはその長。以下同じ。）が認める精神科病院の基準は、規則第5条の2各号に定めるところによるが、特定病院の認定に当たっては、特に次の事項について十分留意されたいこと。 (1) 認定基準の考え方について ア 厚生労働大臣の定める基準について 規則第5条の2第1号中「受ける見込みが十分であること」と</p>

は、法第33条の7第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（昭和63年4月厚生省告示第127号。以下「指定基準」という。）を満たし、応急入院指定病院の指定を受けることを計画しており、当該都道府県知事が必要性を認めている病院をいうこと。

（略）

イ～エ （略）

（2） （略）

2・3 （略）

（様式1）

特定病院認定申請書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として認定されるよう、精神科病院の概要を添えて申請します。

（略）

（様式2） （略）

（様式3）

特定病院認定書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として認定する。

（略）

（様式4）

特定病院認定報告書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として認定を行っ

は、法第33条の4第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（昭和63年4月厚生省告示第127号。以下「指定基準」という。）を満たし、応急入院指定病院の指定を受けることを計画しており、当該都道府県知事が必要性を認めている病院をいうこと。

（略）

イ～エ （略）

（2） （略）

2・3 （略）

（様式1）

特定病院認定申請書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第22条の4第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として認定されるよう、精神科病院の概要を添えて申請します。

（略）

（様式2） （略）

（様式3）

特定病院認定書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第22条の4第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として認定する。

（略）

（様式4）

特定病院認定報告書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第22条の4第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として認定を

たので、認定した精神科病院の概要を添えて報告します。
(略)

(様式5)

特定病院認定取消報告書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院としての認定を取
消したので報告します。
(略)

行ったので、認定した精神科病院の概要を添えて報告します。
(略)

(様式5)

特定病院認定取消報告書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第22条の4第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院としての認定を取
消したので報告します。
(略)